

秋田市教育委員会
令和7年11月定例会
(事前配布資料)

【資料目次】

付議案件

議案第19号 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件 … 1

協議事項

(4) 令和7年度「二十歳（はたち）のつどい」について

… 4

定例会資料：議案第19号
令和7年11月20日
学事課

議案第19号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を次のように改正する。

令和7年11月20日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立雄和学校給食センターの項中「、戸島小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

戸島小学校の廃止に伴い、雄和学校給食センターにおいて実施する学校給食の対象校を改めるため、改正しようとするものである。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部改正

第1 改正理由

戸島小学校の廃止に伴い、雄和学校給食センターにおいて実施する学校給食の対象校を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第2条関係（学校給食の対象校）

雄和学校給食センターにおいて実施する学校給食の対象校から戸島小学校を削るもの

2 附則関係

施行は、令和8年4月1日からとするもの

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則新旧対照表

改 正 案	現 行																				
第1条 (略) (学校給食の対象校)	第1条 (略) (学校給食の対象校)																				
第2条 (略)	第2条 (略)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場等</th><th>対象校</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>秋田市立雄和学校給食センター</td><td>雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、岩見三内中学校および河辺中学校</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	共同調理場等	対象校	(略)		秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、岩見三内中学校および河辺中学校			(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場等</th><th>対象校</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>秋田市立雄和学校給食センター</td><td>雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	共同調理場等	対象校	(略)		秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校			(略)	
共同調理場等	対象校																				
(略)																					
秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、岩見三内中学校および河辺中学校																				
(略)																					
共同調理場等	対象校																				
(略)																					
秋田市立雄和学校給食センター	雄和小学校および雄和中学校ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校																				
(略)																					
以下 (略)	以下 (略)																				

定例会資料：協議事項(4)
令和7年1月20日
生涯学習室

令和7年度（第75回）秋田市「二十歳（はたち）のつどい」開催要項

1 趣旨

この要項は、秋田市と秋田市教育委員会が主催する秋田市「二十歳（はたち）のつどい」開催事業に関し、必要な事項を定める。

2 開催目的

人生の節目となる二十歳の門出を祝福する記念行事をとおして、これから社会を担う大人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

3 開催日時および会場

(1) 開催日

令和8年1月11日（日）

(2) 時間

午後1時から午後2時50分まで

※開場は午前11時30分

(3) 会場

CNAアリーナ★あきた（秋田市立体育馆）

秋田市八橋本町六丁目12番20号

4 参加対象者

平成17年4月2日から平成18年4月1日までに出生し、現在秋田市に在住している者、過去に在住していた者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

5 参加方法等

(1) 市内在住者

ア 式典当日は案内はがき（写し可）を入場券として受付へ提出する。

イ はがきを忘れた者は、所定の用紙に住所、氏名等を記入し受付へ提出する。

(2) 市外在住者（秋田市に住民登録のない方）

市ホームページからのWeb申請による事前登録制とし、入場の際は、受付完了の受信メールを提示する。

6 実施内容

「二十歳(はたち)のつどい」の実施内容については、次のとおりとする。
なお、式典等の模様を秋田市の公式YouTubeチャンネルでライブ・録画配信する。

(1) オープニング

(2) 式典

ア 開会

イ 国歌斉唱

ウ 市長あいさつ

エ 二十歳の抱負（運営協力委員会代表者2名）

オ 万歳三唱（秋田市議会議長）

(3) アトラクション（運営協力委員会進行）

ア はばたけ秋田っ子

イ ～おめがだどこまで覚えでら？～タイムスリップクイズ

ウ 竿燈演技

エ ふれあいタイム

7 シャトルバスの運行

開催当日の交通渋滞の緩和と参加者の利便性を図るため、秋田駅東口、県庁市役所バス停および市立体育館周辺の間にシャトルバス（社会教育バス）を運行する。

※国道7号西側の臨時駐車場（王子製袋（株）・（株）東北日立・秋田ファイブワン工業（株））と市立体育館付近の間をワンボックスカーで送迎する。

8 開催に関する周知方法

「二十歳(はたち)のつどい」の実施内容等は、次の各号に定めるものほか、報道等を通じて開催前まで適宜周知するものとする。

(1) 広報誌等への掲載

広報あきた、ホームページおよび魁新報広報板等に実施内容を掲載する。

(2) はがきによる案内

秋田市に住民登録をしている参加対象者には、個別にはがきを送付し、案内する。

9 参加者への留意事項

「二十歳(はたち)のつどい」の円滑な運営を図るために、参加者への留意事項を次の各号のとおり定める。

(1) 参加者および関係者に迷惑行為を行うおそれのある者ならびに主催者側の指導および注意等に従わない者については、入場を禁止する。

(2) 酒類や周囲の迷惑となる物の持込みや飲酒者の入場は禁止する。

(3) 式典中は、私語を慎み、携帯電話等はマナーモードにするか電源を切るように周知する。

- (4) 式典中は、進行の妨げとなる行為、参加者等への迷惑行為を行った者に
対しては、即時退場させるとともに、法に基づき厳正に対処する。
- (5) 敷地内全面禁煙とする。

10 その他

- (1) 「二十歳(はたち)のつどい」の事務局を秋田市教育委員会生涯学習室に
置く。
- (2) この要項に定めるもののほか、「二十歳(はたち)のつどい」の実施に関
し必要な事項は、別に定める。